

陳 情 書 綴

(陳情第 1 号～第 14 号)

令和 2 年第 1 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第	1号	最低賃金の引き上げ等について……………	1
陳情第	2号	消費税について……………	3
陳情第	3号	適格請求書等保存方式について……………	5
陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち第1～6項……………	7

(議会運営委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13

(総務財政委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	6号	喫煙所についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(市民人権委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13

(健康福祉委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	6号	喫煙所についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(産業環境委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	6号	喫煙所についてのうち本委員会所管分……………	19
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(建設委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23

(文教委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第	8号	教育環境の整備について……………	29
陳情第	9号	学校歯科健診について……………	31
陳情第	10号	学校給食について……………	33
陳情第	11号	放課後施策について……………	37
陳情第	12号	放課後施策について……………	41
陳情第	13号	放課後施策について……………	45
陳情第	14号	放課後施策について……………	49

最低賃金の引き上げ等について

陳 情 者 堺市堺区
大阪労連堺労働組合総連合
議長 山 道 崇 之

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情の内容

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年の改定では、最も高い東京は時給1,013円、大阪府は964円、最低の最低賃金額は790円です。これでは毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、時間額で223円にまで広がった地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。いま、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円(税込み)の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後が必要となります。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、そのほとんどの国で、地域別ではなく全国一律制となっています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引上げることで中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引上げることができます。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循

環型経済の確立が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

受理年月日 令和2年1月29日

消費税について

陳 情 者 大阪市天王寺区
消費税をなくす大阪の会
代表世話人 鳥 居 義 昭

国に対し「消費税率 5% への引き下げを求める意見書」の提出を求める陳情

陳情の内容

2019 年 10 月から消費税率が 10% に引き上げられました。実質賃金は伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いているなかでの増税です。

10 月以降、家計消費は落ち込み、内閣府の景気動向指数も低下、日銀の生活意識に関するアンケート調査では、個人の景況感が 2014 年 12 月以来の低さとなっています。

街では商店の閉店が目だち、スーパーの倒産も増えています。

景気悪化を招き、低所得者ほど負担の重いのが消費税の特徴です。2014 年の 5% から 8% への消費税率の引き上げが、暮らしと経済をいっそう落ち込ませました。

今必要なことは、消費税率を 5% にもどし、暮らしと経済の回復をはかることです。大きな利益を上げている大企業と富裕層に応分の税の負担を求めれば可能です。

以上の趣旨から、消費税率を 5% に引き下げよう、国に対する意見書を採択されるよう要望します。

<陳情事項>

国に対し、消費税率 5% への引き下げを求める意見書の採択をおこなうこと。

受理年月日 令和 2 年 2 月 3 日

適格請求書等保存方式について

陳 情 者 大阪市中心区
大阪商工団体連合会
会長 藤 川 隆 広

国に対し「インボイス制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情の内容

昨年10月1日に消費税率が10%に引き上げられ、同時に食料品等に対する「軽減税率」が導入されました。さらに、2023年10月には適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されています。この制度の下では、課税仕入にかかる消費税額を計算する上で、登録番号等が記載された請求書等（インボイス）を取引先から受け取る必要があります。しかし、税務署から登録番号が交付されるのは消費税課税事業者だけです。

そうなれば、全国に500万とも言われる年間売上1千万円以下の免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者から取引を打ち切られるか、取引継続のために課税業者となり消費税を負担するか、廃業するかの選択を迫られることとなります。やむなく課税業者になれば、財務省の試算では1事業所あたり15万4,000円もの消費税負担を強いられることとなります。

そもそも、免税点制度は、小規模な事業者ほど消費税分を転嫁できない、専任の経理担当者を配置できないために実務負担に耐えられないという実情を踏まえて消費税導入時に創設されたものです。インボイスの導入は、この免税点制度を実質的に廃止するものであり、中小・小規模事業者やフリーランスにとっては死活問題です。

こうした問題点について、日本チェーンストア協会は「中小・小規模事業者には過重な負担を強いることになる」と反対しており、日本商工会議所と日本税理士会連合会は「現行の帳簿および請求書等保存方式で対応できる」としてインボイスの必要性を否定するなど、多くの中小企業団体、税理士団体などがインボイス導入に反対する意見を表明しています。

中小・小規模事業者は雇用の創出などで地域経済にとって重要な役割を果たしています。インボイス制度の導入によって、中小・小規模事業者の倒産・廃業が広がれば、地域経済全体にとっても

悪影響を及ぼしかねません。

以上の趣旨から下記事項について陳情いたします。

<陳情事項>

消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）を廃止することを求める意見書を政府に送付すること

受理年月日 令和2年2月3日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区
新日本婦人の会 堺支部
代表 高 宮 洋 子
長川堂 いく子
滝 口 和 美
畠 山 久 子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。

永藤市政におきまして、所信表明にあります「市民の皆様が実感できる住民サービスの向上」について大いに期待するものです。市民の命と暮らしに直結する行政として、「安心・安全」な堺市になるよう国に要求すべきは要求し、堺市としても地方自治体の役割をいかんなく発揮されますことを強く願います。

また温暖化による異常気象や南海トラフの地震対策など、何より暮らし、災害から命を守るための施策を優先することを望みます。

社会保障など堺市の優れた施策は残し、さらに前進させていくよう政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がり強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 大阪府教育委員会は中学校チャレンジテストの制度を、「5教科のテスト結果で4教科の評定を決める」「中学1・2年生も学校ごとに評定を出す団体戦とする」「2021年度から小学5・6年生へ導入予定」との見直しを出しました。「チャレンジテスト」は行政調査であり、テスト

結果を成績に反映させることは憲法違反と言えます。テストによる競争教育は子どもや学校に格差を生み教育を歪める状況は、今まで以上に混乱を招きます。堺市議会は、チャレンジテストを廃止するよう大阪府に対して要望して下さい。'

2. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を議会として引き続き国に要望してください。

3. 国保料金の統一化に反対する意見書を、大阪府に対して議会として要望をあげてください。

4. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。カジノをめぐる汚職事件の捜査がすすむ中、この誘致にたいして国民の不信感や心配がつのっています。

賭博であるカジノは庶民の暮らしを壊してしまいます。借金・離婚・横領・破産などギャンブル依存症の人が増えるのも懸念されます。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。近年の異常気象にも対応できるとは思えません。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう議会として要望してください。

5. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。また国連の核兵器禁止条約を批准するよう、堺市議会としても国に意見書をあげて下さい。

6. 私たちは憲法9条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。

今安倍政権は強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすまないように堺市議会としても国に対して意見書をあげてください。

議会運営委員会審査分

7. 「議会だより」の発行で議会の様子を市民にわかりやすく伝えてください。

「広報さかい」の紙面の充実という回答を毎回くりかえされるばかりですが、傍聴、ネット視聴に限らず広く市民に配られる「議会だより」の発行の検討をしてください。

総務財政委員会審査分

8. 市長の公約どおり、「大阪都構想」に参画しないで下さい。

9. 「住民自治基本条例」は大阪府内14市町村で制定されています。情報を集めていくとの回答がありましたが、市民の意思を反映できる住民投票条例を含めた自治基本条例の制定を要望し続けています。現時点の進捗状況を教えてください。

10. タウンミーティング等、市長と市民が直接対話できるような場を設けてください。また「広報さかい」で毎月掲載されていた市長コメントを継続してください。

11. 今大阪はIR型（統合リゾート施設）カジノを誘致しようとしています。カジノをめぐる汚職事件の捜査がすすむ中、この誘致にたいして国民の不信感や心配がつづいています。

賭博であるカジノは庶民の暮らしを壊してしまいます。借金・離婚・横領・破産などギャンブル依存症の人が増えるのも懸念されます。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。近年の異常気象にも対応できるとは思えません。大阪府・大阪市にカジノ誘致をやめるよう堺市として要望してください。
12. 行政の責任で進められるべき業務や施策を民営化しないでください。現行で民間事業者に委託する際に、個人情報漏洩を防止するために市としてどのような対策をとっているか教えてください。保育・教育・子育て支援・福祉・図書館・公園・文化施設等市民生活にかかわる分野への補助金カットを行わないでください。
13. 連合自治会の自衛官募集のチラシについての回答をいただきました。今議論になっている海外の紛争地に派遣される任務も負わされている自衛隊員募集のチラシは、市民にとって戦争がより身近に感じられるものです。住民生活に密着した自治会への広報の依頼はやめてください。
14. 公平公正な選挙は、民主主義の根幹をなすものです。合わせて投票率の向上は喫緊の課題です。在宅及び施設入所の高齢者・障害者等投票弱者が、投票権を行使できるように投票しやすい環境を整えてください。公正な選挙を保障するために、過去の選挙での実例のある投開票作業でのミスや投票者へのなりすましを防止する対策をとってください。

市民人権委員会審査分

15. 日本は度重なる災害で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を市として引き続き国に要望してください。また堺市においても市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。

「持続可能な開発目標」を鑑み、気候変動に具体的な対策を市独自で出来ることを考えてください。またハザードマップをあらゆる災害に対応できるよう検証し、再配布なども検討してください。避難所は近くで安全に避難しやすい所を増やしてください。
16. 広い堺市や各区では、身近に市民の声を聞き、市民の声が反映できる市政の窓口が必要です。そのために、もとの出張所のような身近な相談ができる窓口を増やしてください。
17. 広い堺市に公民館が6館では少なすぎます。今高齢者が増え、コミュニティの場づくりが必要です。近くで気軽に集まれる公的な会館を増やしてください。

また自治会館・校区地域会館など集会所の利用料が高く申し込みが多く、市民が気軽に使うことができません、利用料の補助もしてください。

例えば埼玉県川口市は人口 60 万人に対し公民館は 33 館（2017 年度現在）あるとのこと、政令市堺として、せめて中学校区に一つの公民館を作ってください。

18. 女性が日常的に集まれる場所が少なく、地域活動もままなりません。女性の社会参加のためにも各区に女性センターを作ってください。

19. 堺市は「非核都市宣言」をしています。核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信してください。また国連の核兵器禁止条約を批准するよう、堺市としても国に意見書をあげてください。

20. 私たちは憲法 9 条を、守り活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。

今安倍政権は強引に 9 条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法 9 条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように堺市としても国に対して意見書をあげてください。

健康福祉委員会審査分

21. 国保料金の統一化に反対する意見書を、大阪府に対して市としても要望をあげてください。また堺市において、基金からの繰り入れなどで引き続き保険料を下げてください。特に 18 歳以下の子どもの均等割（加入者一人につき 29,673 円）は実施しないで下さい。

22. がんの無料検診により受診率が向上していると聞いています。がんの早期発見の為に、がん検診を無料にしてください。

23. 各区の老人福祉センターの入浴施設を存続してください。当センター浴場・娛樂室などは無料で使用できることから地域の高齢者にとっても喜ばれており、独居老人の方にとっては人との交流の場となっています。特に入浴施設は生活困窮者にとって切実です。災害時には被災者に開放するなど大変重要です。これからも無料で利用できるように存続させてください。

24. 高齢になると、加齢性難聴になる方も多く、生活の質を上げ、認知症予防のためにも補聴器をつける方は増えます。しかし高額の為補聴器購入をためらっています。補聴器購入のための助成制度を作ってください。

25. 女性の貧困、シングルマザー及び年金での一人暮らしの女性に対しての就労支援の回答をいただきました。特に年金の一人暮らしの女性に対して住宅支援、介護支援など暮らしにかかわる支援策を講じてください。

26. 昨年より実施された幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育園の利用申し込み数は来年度も増えることが予想されます。堺市では、小規模保育園を増やしていますが、0 歳から就学前まで預けることができる認可保育園の増設を要望します。

公立認定こども園は 12 か所のみと決めるのではなく、これ以上の民営化はストップし、堺市として責任を持って運営して下さい。

特例として実施した副食費の援助については、次年度も継続し、堺市独自の保育料無償化制度を子育て支援として強く要望します。

保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりについても、引き続き要望します。

27. 政令市堺として児童自立支援施設は必要です。計画どおり作るよう強く要望します。

産業環境委員会審査分

28. 百舌鳥古墳群のガイダンス施設の縮小より、貴重な古墳群の歴史を伝えるため、当初の計画案で実施してください。

29. 女性の60%が非正規・アルバイトなどです。多くの女性が正規で働き続けられるように市としても就労支援策を講じてください。

建設委員会審査分

30. 堺市においては市内の交通の便が悪く、特に高齢者にとっても区役所・病院・買い物に行くのに移動が不便という切実な市民の声が多く寄せられています。地域の住民の声をよく聞いて、バスなどでの東西交通網の増便・増設をしてください。また乗り合いタクシーの予約を1時間前までと短縮してください。

31. 堺市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。水の安全・安心は市民生活及び生命に直結するものであることから、安心・安全な水の安定供給については行政が責任をおうべきであり、絶対に民営化しないでください。

文教委員会審査分

32. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

33. 中学校給食の全員喫食導入に向け、子ども・保護者・教職員の要求を聞いて、安心・安全な中学校給食を、早急に実現するよう要望します。

中学校給食への就学援助の適用と給食費の引き下げを要望します。

34. 4月から西区と中区の「のびのびルーム」21校をプロポーザルによる事業者に変更すると通達がありました。これまでも事業者が変更されたところでは、指導者の異動や引継ぎの不備による混乱が生じたのに事業者選定の評価や検証が公表されず、問題も多く残されたままです。突然の公表で不安を感じている保護者も多くいる中、説明会も一か所ではなく1校ごと行政が責任を持って行うべきです。今回の様な拙速なやり方は止めて、プロポーザルによる事業者選定は見直して下さい。

35. 次年度から、小学校において英語の教科化やプログラミング授業導入など、教職員の働く環境は一層厳しくなることが予想されます。教職員の職場環境改善、また学校教育の充実のため、教職員を増やすことが急がれます。そのためにも、小学校から中学校3年生まですべての学級定数を35人にしてください。学級編成基準の改善及び教職員定数の増員についても、国に対し引き続き要望してください。
36. 大阪府教育委員会は中学校チャレンジテストの制度を、「5教科のテスト結果で4教科の評定を決める」「中学1・2年生も学校ごとに評定を出す団体戦とする」「2021年度から小学5・6年生へ導入予定」との見直しを出しました。「チャレンジテスト」は行政調査であり、テスト結果を成績に反映させることは憲法違反と言えます。テストによる競争教育は子どもや学校に格差を生み教育を歪める状況は、今まで以上に混乱を招きます。堺市と堺市教育委員会は、チャレンジテストを廃止するよう大阪府に対して要望して下さい。
37. 全ての公立幼稚園を存続し、全園での3年保育と預かり保育の実施を要望します。
38. 災害時の避難所になる体育館や未設置の特別教室へのエアコン設置を早急を実施するよう要望します。

受理年月日 令和2年1月31日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

陳情の内容

堺市はSDGs未来都市、持続可能な開発目標エス・ディー・ジェズ2030アジェンダ、堺市は貧困、食糧危機、いろいろな差別、子どもや女性への暴力、虐待、紛争、地球温暖化、資源の枯渇、自然破壊など堺市は問題を根本的にマスタープランで解決を進めて自由と自治の精神を礎に誰もが健康で活躍する笑顔あふれるまち、持続的に発展するために、実現されるためにお願いします。

子育ては、給食費を値上げしました。政令都市計画で児童自立支援施設を建設計画中断、大阪府と堺市契約です。古墳群の歴史的価値を継承できる施設百舌鳥古墳群ガイダンス施設を中止して、下水道、大阪府と堺市は裁判しました。大阪府民、堺市は市民です。堺市は大阪府と仲良く進めて欲しいです。泉北ニュータウンSDGs「近代・病院・大学」、「桃山大学教育学部」学園都市、子育てのまちのため陳情しました。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 堺市は議会の会派又議員の質問した内容などの市政報告を各区ごとに広報で知らせてください。

総務財政委員会審査分

2. 泉北ニュータウン（SGDs）若者、子育て、女性、企業など集約事業の跡地、大阪府、堺市、地元住人で検討してください。子育て、医療福祉、商業を考えてください。母子センターは泉北ニュータウン、泉北地域こしらえてください。泉北環状線の活性化で街づくりを進めてください。三原台は大谷高校・近大学校もできます。

三原台は2023年に近大学校又近大病院で治すか、全国でも高い手術、治療数の実績です。病床数800床、診療科目34科です。職員数2,000名（常勤職員）、施設認定災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、三次救急医療機関など南区の区役所は泉ヶ丘の茶山台・竹城台を

進めてください。図書館も新しく、同じ場所、又保健所同じです。

泉北地域のまちづくりを進めてください。

3. 堺市の女性職員の比率は45%を推進をしてください。

4. 行財政改革は5年間1,000億円を増やしました。

9,000億円市民が借金堺市の行財政改革です。子ども払います。市の仕事を総点検しゼロベースで見直すことです。

外郭団体の見直し公有財産の有効活用（高倉台西小）安いです。市民へのサービス低下しました。市民の負担進めて、特に子育ての負担進め子ども1万5,000人少なく進めて箱物の維持費を増やしました。

高度情報化の急速な進展などに伴い、職員がスピード感を求められます。職員も29年に4,800人しかし5,400人です。今は定年も63才、進めて、3期行財政でも平成31年4月時点4,800人、今現在5,400人広報のりました。

公務員を削減しても市民サービスが低下しないようにしてください。

5. 堺東の広場でのタバコ（高層）吸う場所の廃止を進めてください。堺市路上喫煙やポイ捨てはやめましょう。堺東駅前1,000円禁止です。又広場でスケボー禁止してください。

市民人権委員会審査分

6. 堺市の防災計画、アクションプラン直下型地震の場合の死者は3,000人です。南海地震の場合1万人になると思います。

消防車両が入れない道路2,300本、防水（防火）水槽の未整備240カ所、給水車は8台、2025年まで、アクションプランは市民の安全の対策を進めてください。

7. 各区は自主防災組織、平常時の活動、災害時の活動、情報伝達体制参考事例、台風21号北部震災では各区は出来てませんでした。各区役所はチーム作りして、災害時の対応が必要です。平常時の活動を基本に、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動です。職員が、リーダーの役割が活動目標計画の設定・策定を市民に知らせてください。

8. 区域まちづくりビジョンは平成20年ビジョン策定から10年が経過しました。少子高齢化で人口減少（82万人）になりました。各区は教育・区民評議会は地域特性等を踏まえ区域のまちづくりを見直してください。

9. 人権にかかる課題及び意識について、人権とは人が人らしく幸せに生きるための権利です。まず、自分や家族、親戚、友人、近隣に暮らす人など身近な人が幸せに生きているが、振り返ってみると、堺市はさまざまな理由により生きづらさを感じています。たとえば、水道止まる、自治会に知らせ、年金生活等（336件）知らせない。電気の停電も自治会に知らせ、（336件）知らせない。人権の問題です。

- ①同和問題
- ②女性の人権問題
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤スマホ（インターネット）人権問題

堺市は差別のない社会に進めてください。30人のクラスや職場に一人いる、という確率です。各区で説明会をしてください。

10. LGBT 当事者やその周囲の人を傷つけてしまい人間関係やメンタルヘルスに悪影響を及ぼします。当事者に堺市4万人いると思います。

職員、市民に勉強を聞いてください。又ヘイト・スピーチの条例を拵えてください。

健康福祉委員会審査分

11. 障害者の活躍の推進をしてください。
12. 生活保護に定める諸扶助等に要した経費 471 億 284 万 741 円、生活保護扶助費 28 万 3,931 人（150 億 6,383 万 4,536 円）です。医療扶助費 26 万 134 人（231 億 8,703 万 2,709 円）です。住宅扶助費 28 万 5,130 人（70 億 272 万 3,455 円）です。

平成 26 年保護率 30.91、29 年 30.88。堺区 26 年は 49.6、29 年 49.89 です。多くなっています。南区 34.34、32.86。少なくしました。堺区申請平成 26 年 945、28 年度 871 申請です。年金は病・介も高くいけないです。又平成 24 年 1 万 8,052 人世帯数 2 万 5,922、保護率 30.52。平成 28 年は 1 万 9,240 人世帯数 2 万 6,014、保護率 30.80。平成 28 年北区は 49.89。いかに多いかです。又西区 26 年は 25.95、平成 29 年 27.09。多くなっています。

自立給付金 1,031 万 7,905 円（159 人）なぜふえました。

生活の自立ができるような施策を推進してください。

13. 堺市は地域包括支援は高齢者に近いところに支援センター進めてください（高齢者の相談窓口・保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー）南区支援センター第 3。上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台は茶山台センターでよしみ（社福）です。第 4。三原台、はるみ台、槇塚台、泉北高倉は逆瀬川の上神谷福祉会です。

なぜ三原台が逆瀬川の上神谷福祉会第 4 です。第 3 の上神谷を第 4 の支援センターするべきです。

市民がセンターを利用できるよう進めてください。

14. 堺市は児童自立支援施設を中止しました。

堺市の政令指定都市移行に係る事務移譲等に関する確認書、移譲事務事項児童自立支援施設に関する事務、児童（自立）福祉法 35 条 2 項に規定する児童支援施設に関する事については、

政令指定都市移行後5年を限度としています。市はその間に児童自立支援施設を整備し、その事務を行うものとなっています。児童自立支援施設を再検討してください。

産業環境委員会審査分

15. 世界遺産百舌鳥古墳群ガイダンス施設中断しました。

ガイダンス施設は資料が展示され、学説を紹介し、学習室も展望台も施設の計画でした。さかい利晶の杜、5年です。1-3月にかけて特別企画を行います。堺市、学校、他の会社など、学習に行きます。歴史をもつ百舌鳥古墳群、何が埋まっているのか、誰が、なぜ造ったのか、そんな古墳群を解き明かすための施設がいます。なぜ中止したか市民に説明してください。

16. 女性職業生活における活躍の推進をしてください。

17. 堺市の農業振興ビジョン推進してください。

ビジョンを円滑に推進するために、計画・実行・評価・改善のサイクルで進行管理を行ってください。

堺市は①堺市まち、ひと、しごと創生総合戦略、②堺市産業振興アクションプラン、③堺市食育推進計画、④堺市緑の基本計画を農業振興ビジョンと連携してください。

建設委員会審査分

18. 堺市中心市街地活性化は箱物を進めて、小売業商店数、年間販売額、売場面積等の商業関係の指標は減少傾向にある。歩行者通行量は減少傾向にあります。子ども、若い人が来ない政策を進めました。堺東駅や堺駅の乗客数は少なくなりました。買い物、飲食、映画など堺市は歴史や伝統での堺市都市づくりを進めてください。

19. 建築安全の対策を進めてください。建物解体を市民が石綿（アスベスト）を含む建築物・工作物の解体、改造などの作業を行う際、届出や飛散止対策を進めてください。

文教委員会審査分

20. 全ての国民に、その能力に応じて、教育を受ける機会が与えられなければならない。（教育基本法）

特に、障害のある子どもには自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導や支援（特別支援教育）に、進めてください。

近年、少子化傾向にある中で、支援が必要な児童生徒は増加しており、一層重要となる特別支援教育を堺市が進めてください。

21. 平成25年小学校児童数4万7,932人 令和1年4万2,000人
平成25年中学校生徒数2万3,501人 令和1年2万人

生徒数にあわせて先生の数を減らしてください。

受理年月日 令和2年1月22日

喫煙所について

陳 情 者 堺市堺区
堺たばこ商業協同組合
理事長 室 肇

陳情の内容

貴市において、令和元年に開催された9月議会での健康医療推進課長答弁におきまして、2020年4月1日に庁舎喫煙所を撤去する方向で関係課と調整中であることが明らかになりました。

当組合といたしましては、庁舎喫煙所の撤去に関し、以下の理由において断固として反対するとともに、継続して設置することを強く要望いたします。

庁舎喫煙所撤去の反対理由

貴市は政令市であり、来庁者、職員、議員とも人数が多く、府下近隣自治体と比較して当然喫煙者も多いと考えますが、庁舎喫煙所が撤去された場合、どこで喫煙すればよいのでしょうか。加えて、庁舎敷地に隣接する道路は路上喫煙禁止区域となっており、市長が指定した喫煙所以外における路上喫煙禁止区域での路上喫煙は禁止されているため、違反者は過料（1,000円）を徴収される事となっていますが、庁舎から指定喫煙所までは結構な距離が有り、利用しづらい状況となっています。

そのため、路上喫煙禁止区域を1歩出た路上等において、喫煙者が色々な場所で喫煙すれば、たばこの煙が苦手な人に迷惑がかかることに加え、ポイ捨てによる環境悪化や歩きたばこによる火の危険が想定されるため、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の目的である「望まない受動喫煙の防止」が実行できず、逆に「望まない受動喫煙」を助長することにも繋がりがかねません。庁舎敷地外で望まない受動喫煙が発生することに行政は関知しないというのであれば、全く以て本末転倒であります。

たばこは合法的な嗜好品であり長きに亘り社会に広く定着した文化でもあります。

喫煙者のマナーも昔と比べて格段に良くなっていると感じます。にも関わらず、様々な規制や報道により世間から過度な嫌悪感を抱かれて、たばこ販売店の売上は減少の一途をたどっております。そのような中、貴市が庁舎喫煙所を撤去した場合、この減少に拍車をかけることは明らかであ

り、零細な町のたばこ屋にとっては死活問題となります。

また、貴市において、平成30年度には55億円を超えるたばこ税が納付されており財政面でも一定の貢献をしているものと認識しております。

当組合では、未成年者喫煙防止活動だけでなく、喫煙者のマナー向上に寄与できるよう定期的に南海堺東駅や堺駅周辺のほか、様々な場所で美化活動を行っております。

引き続き、それらを通じて社会に貢献してまいり所存ですので、貴市におかれましては、過度な対策を講じることが無いようお願い申し上げます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 庁舎喫煙所は継続して設置することを強く要望いたします。

なお、庁舎喫煙所を撤去して敷地外へ喫煙者を追い出すのであれば、喫煙者が利用しやすい場所であつ、必要な面積が確保された受け皿を複数箇所、来年の4月1日までに整備することを強く要望いたします。また、喫煙所の整備に係る費用については、たばこ税を活用すべきと考えます。

当組合として望まない受動喫煙防止対策を推進することに異存はありませんが、貴市におかれましては、何卒、私どもの意の有るところをお汲み取りいただき、ご賢察賜わりますようお願い申し上げます。

健康福祉委員会審査分

2. 上乗せ条例制定反対について

改正健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に関しましては、まだ受動喫煙防止の効果も経済的な影響も不明確な状況であるため、貴市が更に上乗せする条例の制定は実施すべきではないと考えます。まずは、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の適切な運用を優先すべきであり、3つの条例が存在することによる住民や事業者、市外からの来訪者等の混乱を避けるためにも貴市独自の条例を制定すべきではありません。昨今の状況に鑑み、大阪府との連携を図るべきと考えます。

産業環境委員会審査分

3. 外国人観光客増加に伴う屋外公衆喫煙所の整備について

貴市におかれましては「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産に登録され、今後、外国からの観光客がさらに増えることにより堺市の経済が活性化することは大変喜ばしい限りですが、欧米諸国では屋内は禁煙ですが屋外は自由に喫煙できますので、外国人観光客が訪れるであら

う主要な場所においても是非、屋外の公衆喫煙所を作ってあげて下さい。

受理年月日 令和元年 12 月 9 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区

堺市生活と健康を守る会

会長 飛 谷 幹 雄

平和と民主主義・くらしと健康を守る 2021 年度予算陳情書

陳情の内容

貴職におかれましては、市民の福祉と健康、くらしと営業を守るため努力されていることに敬意を表します。

安倍政権は、生活保護の引き下げや年金支給額の引き下げ、医療費や介護の自己負担増など相次ぐ社会保障制度の削減を行ってきました。それにより、国民生活はますます苦しくなり、国民の6人に一人が所得122万以下の貧困世帯となっています。その一方で大企業や大金持ちへの優遇で、資本金10億円以上の大企業の内部留保は463兆円を超え、軍事費は5兆3,000億円を超える規模となっています。さらに憲法9条や25条をはじめとする憲法改悪の動きが強まり、さらに消費税が10%へ引き上げられ、マクロ経済スライドによる公的年金の給付水準の引き下げで、基礎年金満額月6万5,000円が20年後には4万5,000円に削減されるなど、国民のいのちと暮らしが、ますます脅かされています。

また、大阪でも府民・市民のくらし・福祉などの施策の充実ではなく、地方自治にも反する「カジノ万博」の誘致や大阪市を解体する「副首都構想」が推し進められています。地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちと暮らしを守ることです。

以上のことから私たちは、堺市が「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 期限付きなどの非正規雇用はやめ、堺市の職員はすべて正規雇用とすること。

2. 中小企業対策について

中小企業向けの公共事業を増やすこと。

健康福祉委員会審査分

3. 国民健康保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること

- ① 保険料の引き上げにつながる国民健康保険の広域化は止めること。
- ② 一般会計からの繰り入れを大幅に増やし、保険料を引き下げ、市民の生活実態に見合った払える保険料にすること。
- ③ 保険証は無条件に交付し、「資格証明書」や「短期保険者証」の発行などの制裁措置をしないこと。
- ④ 国民健康保険一部負担金の減免制度を更に使えるものに拡充し、市民に周知徹底すること。
- ⑤ 滞納者への資産の差し押さえをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料に充当しないこと。
- ⑥ 保険料減免は、生活保護基準以下の世帯にあつては免除とし、生活保護基準の1.5倍までは漸減方式で減額すること。
- ⑦ 国民健康保険に傷病手当制度をつくり、生活の心配なく安心して治療できる保険制度にすること。
- ⑧ 保険料滞納分を完納した場合、延滞金は全額免除にすること。

(2) 国に対して要求すること

- ① 国民健康保険の広域化を中止すること。
- ② 国保料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。
- ③ 国庫補助金を大幅に引き上げること。全国知事会が要望している国庫負担金1兆円を投入すること。
- ④ 保険料滞納者に対する制裁措置としての「資格証明書」「短期保険者証」の発行をやめさせること。
- ⑤ 国が実施した70歳～74歳までの医療費窓口負担1割から2割への負担増を元に戻すこと。
- ⑥ 納入率の低下による交付金減額措置をやめること。

4. 介護保険制度の改善要求

(1) 堺市として改善すること

- ① 介護保険料の減免基準の引き上げをおこなうこと。また、利用料の低所得者減免制度を

つくり、当面、住民税非課税世帯は免除とし、所得の段階に応じて軽減を図ること。

- ② 介護保険料減免の認定にあたっては、資産申告書はとらないこと。
- ③ 政令市でトップクラスの高い保険料を引き下げ、一般会計からの繰り入れも行い、市民負担を軽減すること。
- ④ 保険料は本人の所得のみで計算し、保険料と利用料を引き下げること。
- ⑤ 夫婦の世帯分離を認め、それぞれの収入で保険料を決定すること。
- ⑥ 行政の責任で特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を小学校区単位に整備し、待機者をなくすこと。
- ⑦ 特別養護老人ホーム入所者のホテルコスト、食事代の上乗せをやめ、低年金の高齢者も安心して入所できる利用料にすること。

(2) 大阪府に対して要求すること

- ① 大阪府がため込んでいる介護保険財政安定化基金を取り崩して、府民負担を軽減すること。

(3) 国に対して要求すること

- ① 介護保険料・介護利用料を軽減するため、国の公費負担分を早急に30%に増やすこと。
- ② 保険料の年金天引きを止めること。
- ③ 要介護1・2を介護保険適用からはずさず、要支援1・2の保険適用を元にもどすこと。

5. 公費負担医療制度の拡充について

(1) 堺市として改善すること

- ① 在宅酸素療養患者の医療費について、堺市独自の助成制度をつくること。電気代などの経費についても助成をおこなうようにすること。
- ② 子どもの医療費助成制度は、一部負担をなくし高校卒業まで無料とすること。
- ③ 難病特定疾患の適用範囲を拡大し、諸費用を公費負担とすること。
- ④ ひとり親医療の所得制限をなくし、通院も含めて高等学校卒業まで実施すること。
- ⑤ 入院給食費の助成は、低所得者にもおこなうこと。

(2) 大阪府のひとり親・乳幼児・障害者・老人医療助成制度・一部負担金助成制度を無料に戻すよう自治体として大阪府に要求すること。

6. 医療体制・医療制度の改善について

- (1) 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科の医療体制を整えること。
- (2) 「特定健診」の項目を拡充し、胃ペプシノゲン、前立腺がん、大腸がん、骨密度、脳卒中などの検診を無料にすること。
- (3) 子宮がん検診、乳がん検診は、最低年1回の実施とし、無料とすること。
- (4) インフルエンザワクチンを含め、すべての予防接種を無料でおこなうこと。

7. 低所得者の生活の向上を図るために次の施策を実現すること。

- (1) 低所得者や生活保護世帯に対して、年末一時金、夏期一時金をそれぞれ保護費の一ヵ月分を支給すること。
- (2) 「小口更生資金」の貸付金額を五十万円に引き上げ、手続きの簡素化をおこなうとともに、返済期間の延長、利子の引き下げ、失業者にも貸し付けられるよう条件の緩和をおこなうこと。
- (3) 高齢者、障害者向けの「住宅改造資金」の貸付枠を拡大すること。

8. 高齢者と障害者対策の拡充について

- (1) 健康で働く意欲を持った高齢者、障害者に対して、働く場を保障するための共同作業所、訓練所、人材センターなどの拡充をおこなうこと。
- (2) 作業所などへの補助金の増額をおこなうこと。
- (3) 障害者作業所に通うための交通費補助制度を元に戻し、実費支給すること。
- (4) 障害者の歳末見舞金制度や高齢者の敬老祝い金制度を元に戻し、毎年支給すること。
- (5) 一人暮らし老人や老人世帯に支給している「安心ペンダント」は、防水性のものと取替え、入浴中にも使用できるようにすること。
- (6) 在宅高齢者や重度障害者が安心して通院できるよう、タクシー券は、初乗り運賃の制限をはずし、必要なだけ発行・支給すること。
- (7) 後期高齢者医療制度や高齢者医療制度の改悪を撤回し、安心して医療が受けられるようにすること。

9. 子どもと女性の福祉制度の拡充について

- (1) 入院助産施設の適用施設を増やし、基準の拡大と措置単価の見直しを行うこと。
- (2) 入院助産の認定手続きは簡素化し、所得は課税証明のみでおこなうこと。
- (3) 保育所の待機児童をなくすため施設の拡充をおこなうこと。とりわけ不足しているゼロ歳児保育の拡充を早急におこなうこと。
- (4) 公的保育制度を守り、緊急の一時保育や病児保育を充実すること。

産業環境委員会審査分

10. 安定した仕事と賃金の保障

- (1) 地域経済振興条例をつくり、中小零細企業の振興と雇用の促進をはかること。
- (2) 中小企業対策について
 - ① 地場産業の振興育成をはかること。
 - ② 制度融資を拡充すること。

建設委員会審査分

11. 「おでかけ応援バス」については、生活保護世帯・障がい者世帯・妊婦にも拡大すること。
12. 上下水道料金の更なる引き下げをおこなうこと。そして、低所得者、生活保護世帯に対して、軽減、免除制度を実施すること。

文教委員会審査分

13. 子どもたちの健やかな成長を保障し、行き届いた教育を実施するための要求
 - (1) 歴史の事実をゆがめたり、戦争を美化するなどの歴史教科書の採用はしないこと。教育現場、公的施設における日の丸の掲揚、学校行事における「君が代」の斉唱などの軍国主義につながる行事を強制しないこと。
 - (2) 就学援助制度の改善要求について
 - ① 就学援助制度の認定基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、給付内容の改善をおこなうこと。
 - ② 入学用品費、学用品費は、実態に見合った給付金額に引き上げること。また、学校教育の一環として生ずる教材費、体育用具、楽器、臨海・林間学校に必要な費用はすべて実費支給すること。
 - ③ PTA会費、生徒会費、クラブ活動費は実費支給すること。
 - ④ アトピーや喘息などの疾病を早期に学校病として認定するように国に働きかけ、当面、堺市として、適用の拡大を独自におこなうこと。
 - ⑤ 学校病治療のために発行する医療券は、月ごとでなく、完治するまで有効とすること。
 - (3) 学校給食のセンター方式による民営化計画をやめ、完全自校方式での安全で豊かな学校給食を小学校、中学校とも実施すること。また全校に栄養士の配置をおこなうこと。
 - (4) 小学校から高校まで、障害を持った児童が安心して校内活動、移動のできるように、すべての学校にバリアフリーやエレベーターの設置をすること。また、通学路、駅などのバリアフリーやエレベーターの設置を事業者に要求すること。
 - (5) 国に対して要求すること
 - ① 就学援助制度の国庫負担の削減を元に戻し、補助金から負担金に改め、補助率を3分の2に引き上げるように改善をはかること。
 - ② 自治体への交付基準による適用の締め付けに反対すること。

受理年月日 令和2年2月3日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市中区
藤 田 謙 治

学校教育改革の提言

<陳情事項>

1. 部活動の外部委託化

教員の部活動に使う時間が（特に運動部や全国大会常連の文化部など）授業時間に比べて多いのが現状である。

教員の授業内容の充実を図るための時間を確保するために部活の顧問制度を廃止し外部委託する。

2. 学年担任制の導入

現在はクラス担任（副担任も含むが）35～40人ほどの児童・生徒を見ているがクラス全員に目を行き届かせるのが難しいし、担任（副担任）の責任が重すぎて退職や休職、長期の体調不良が減らない現状の打破を目的にして1学年1チームにして学年全体を複数の学年担任（クラス担任は廃止）にして問題共有と迅速な解決をめざす。

3. 1クラス20人の実現

学年担任の導入ができない状況や移行時期の対策として担任が目を行かせる限界として20人学級をめざす。

4. 授業内容の配分の見直し

現在の授業は教員が一方的に話し（書き）児童・生徒が聞く（板書）となっていて児童・生徒の理解度が把握できない上に十分な質問時間がない現状を踏まえ目安として授業時間30分、質問時間20分とする。

5. 学校内に専門部局の設置

現在の教員の業務は授業から部活生活指導や保護者の対応、物品の配布や集金・計算まで多岐に及んでおり本来の授業内容の充実を図るには絶対的時間が足りない。

それを解消する手立てとして、授業内容の充実以外の項目に関して学校単位の専門部局を設置して連携は密にしつつ情報共有することで教員の負担軽減を図るとともに迅速な対応ができ保護者や地域住民から信頼される学校をめざす。

受理年月日 令和2年1月22日

学校歯科健診について

陳 情 者 堺市西区

大阪府歯科保険医協会

堺・高石・和泉地区長 山 上 紘 志

江 原 豊

「未受診」児童ゼロ、健康格差の無い堺市の実現を求めます

陳情の内容

医療にかかることができない子どもの存在が社会問題となっています。

医科、歯科両保険医協会が大阪府内の小・中学校、高校を対象に実施した『学校健診後調査(2016年度)』は、学校健診で「要受診」の診断を受けたにも関わらず、「未受診」となっている子どもの実態を明らかにしました。その数は、眼科健診で62.9%、耳鼻科健診で42.8%、歯科健診で63.8%、内科健診で51.6%となっており、学校現場からは、未受診によって日常生活の障害となっている、重症化が懸念されるなどの事例が多数寄せられています。特に歯科では、口腔崩壊状態にある子どもたちの実態が多数のメディアで取り上げられ、子どもの健康格差が社会問題となっています。

「未受診」児童への対応は学校任せになっており、調査(歯科)をはじめた2012年から状況は改善していません。問題の改善には、行政が子どもたちの実態を掴み、対策に踏み出すことが必要です。そして「未受診」解消は、貴市口腔保健推進計画の具体化に向けた重要課題であると認識しています。

当会をはじめ医療団体の呼びかけに応じ、大阪府内においても半数以上の市町村が「未受診」児童の実数を掴むようになりました。また、むし歯が10本以上あるなどのハイリスク児童の実態把握に踏み出す自治体も出てきています。

貴市においては、「学校健診に関する統計をその都度学校に問い合わせる」というアナログな手段を取っていると聞き及んでいます。将来的な統計のICT化は検討すべき課題ではありますが、まず今ある「未受診」の状況をデジタルデータによって収集し、早急に対応することこそ必要では

ないでしょうか。

私たちは『「未受診」児童ゼロ』、健康格差の無い堺市の実現に向けて以下を要望します。

< 陳情事項 >

1. 全小学校、中学校、高校における「未受診」の子どもの実数を掴んでください。
2. 全小学校、中学校、高校におけるむし歯 10 本以上ある児童の実数把握など、ハイリスクな子どもたちの実態を掴んでください。
3. 受診勧奨を学校任せにせず、受診率向上に向けた対策に取り組んでください。
4. 学校健診にかかる統計をデジタルデータにより収集する具体的な手段を早急に構築してください。

受理年月日 令和 2 年 1 月 29 日

学校給食について

陳 情 者 堺市堺区
浜 村 麻 由
飯 山 かおり

陳情の内容

私は、食物アレルギーを持つ子どもの親です。長女は1歳半の時、公立保育所に入園する際に検査をし、卵と乳製品にアレルギーがあると知りました。また、長男は4か月検診で脱毛が気になったので相談したところ、アレルギー科受診を勧められ受診し、小麦、牛肉がアレルギーだとわかりました。

保育所では、長女よりも食物アレルギーの種類が多い（小麦、大豆、甲殻類、バナナなど）子どもの食事にも対応しており、子どもの給食に対してきめ細やかに対応してもらえるのでアレルギーを持つ子どもの親たちは安心して預けることができていました。

食物アレルギーがあると毎日の献立を立てるのも難しいです。和食が基本ですが子どもたちは、ハンバーグやカレーなど洋食も大好きなので工夫しながら食事を作っています。また、外食が難しく、事前にアレルギー対応しているところを調べて外食するなど準備が必要となります。

その長女も今年、年長となり来年、小学校に入学します。しかし、小学校での給食の現状を知ると入学にあたって、子どもが毎日通うことができるだろうか不安が募っております。

長女が小さい頃は、外食先やアレルギー対応食品を探すのも困難でしたが、最近は原材料表記のメニューがあるお店やスーパーでもアレルギー対応食品を見かけるようになりました。それだけ食物アレルギー疾患が増え、社会全体としてアレルギー配慮への意識が高まって来ているように感じます。義務教育である学校でこそ、身体的、発達の必要支援が必要な児童が適切なサポートを受けられるのと同じようにアレルギー児への必要支援としてアレルギー対応給食の提供を願っております。どうぞご検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。

ついては、以下の項目について陳情します。

<陳情事項>

1. 学校給食のアレルギー対応

第一希望「全児童に低アレルゲン給食の提供」

誤食が起きない安全性の確立。7大アレルゲン不使用、27品目とその他のアレルゲンについては除去対応。

年度初めの聞き取り調査を元に、アレルギーを持つ全ての児童のアレルゲン品目の除去に対応し、代替食材で栄養の補填を考えた献立を全児童に提供できれば「みんなで同じものを食べる喜び」、「安全安心、誤食接触の事故が起こらない」、「栄養面、献立のレパートリーも問題なく作ることが可能」、「地産地消、米食の推進により食料自給率の向上」といったことを叶えることができます。また、調理員の方が細心の注意を払いながら普通食と除去食を分けて調理する必要がなくなり、先生方にも毎日個別対応してもらう必要がなくなります。そして、アレルギーを持つ子ども自身も緊張感のある給食時間を過ごさず安心してみんなと一緒に食べる喜びを経験できます。

第二希望「なるべくみんなで同じものを食べられる工夫とやむを得ない食材に限り除去代替食」

現在も除去代替食対応が行われていますが、アレルギーを持つ子どもに寄り添った対応でないものがありますので以下の項目について改善を願います。

- (1) 給食の献立を和食中心のメニューで作って欲しい。また、エビなどあえて7大アレルゲンが含まれるメニューではなく使わなくてもよいメニューの考案を希望する。

例) 冷凍の卵焼きをなくす、世界のメニューを辞めて、各都道府県の郷土料理を出すなど

- (2) 学校によって同じアレルギーでも対応する場合と対応しない場合があるため、統一してもらいたい。

例1) A校に入学する際の面談で小麦アレルギーがあることを伝えると毎日お弁当を持ってくるようにと説明があった。しかし、B校では小麦アレルギーがあることを伝えたが除去食対応を行っている。

例2) おかずの持ち込みを禁止している学校があるため、アレルゲンが入ったメニューの日はおかずを食べられない日がある。

- (3) 食中毒や異物混入などのトラブルのリスク分散のために調味料（コンソメや中華ブイヨンなど）を固定していないが、アレルゲンを持つ子どものいる学校のみ除去された調味料でローテーションをお願いしたい（アレルゲンは第3段階での除去となっているが、最終的に別鍋にするので第2段階で別鍋にし味付け）。

- (4) 油の使いまわしの順序が変えられない場合は、別鍋などで、別途対応をお願いしたい。そうすれば、揚げパン→野菜の揚げ物→肉・魚の揚げ物の順だと食べられなかった後半の揚げ物を食べるができる。

- (5) 代替食の幅を広げて欲しい。牛乳代のみ返金可能ということだったが、その他の食材についてはアレルギーのない子どもたちと同じ給食費を支払っている。平等性の確保のため、パ

ン→米粉パン（小麦、卵、乳製品などのアレルゲンが入っていないもの）、うどん→米粉麺、ヨーグルト→ゼリー、ケーキ→米粉パン同様アレルゲンフリーのデザートなど代替食の確保を望む。

2. 堺市への要望

- (1) 学校給食のアレルギー対応に関する情報を市のホームページなどで公開して下さい。

学校がどのような対応をしているかわからない状態で子どもを預けるのは不安です。大阪狭山市はマニュアルを作成し公開しています。

- (2) 低アレルゲンメニューを実施している箕面市を視察の上、導入可能か検討をお願いします。
- (3) 学校現場でのアレルギー対応に関する研修の充実をお願いします。実際に牛乳を拭いたぞうきんをアレルギーのある児童に使わせたり、牛乳アレルギーの児童に牛乳がかかってしまった事故が起こっています。これらの事故の説明をし、かかるとはいけないことを知ったという先生もいますので、担任を持つクラスにアレルギーを持つ児童がいる場合は必ず研修をお願いします。また、マニュアルのフィードバックの徹底もお願いしたいと思います。

受理年月日 令和2年1月31日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 藤 田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

堺の学童保育事業は保護者と指導員の連携と協力のもと学校、地域からの支援もあって、充実・発展してきました。国は様々なプランを発表して学童保育事業を充実・発展させようとしています。市町村事業としての位置づけによって、全国的に見て、自治体によって内容に違いが生まれています。

堺市は学童保育（のびのびルーム）の運営をこども概ね40人の単位での運営は行わない、施設は専用施設の拡大を行わず学校との共用教室での対応を続けています。そして、利用率の導入による大規模化が進んでいます。担当課は「待機児童を出さないため」と説明しますが大規模の学童保育ではキューキューの詰込みの状態でこどもたちの足の踏み場もないほどです。

厚生労働省が定めた放課後児童対策事業「運営指針」によると、学童保育は遊びを中心とした放課後の生活の場としてこどもたちの発達保障と保護者の就労保障がうたわれています。

しかし、堺市の学童保育の状況はこどもたちにとってあまりにも「しんどい」状況を強制しています。専用2教室に200人分を超えるロッカー、靴箱を置き、放課後しか使えない共用教室を加えることで広さ基準（こども一人1.65m²）を満たしているとしています。学校運営が優先され、使えない日があり、備品を置いていけない、おやつは食べられないなどの運営に関して制約されています。

そして、指導員の処遇改善を行わないことで慢性的な指導員不足が続いていて、早急な改善を求めます。

のびのびルームの2回目の運営事業者の選定が行われて西区と中区で運営事業者が変更することになりました。私たち堺学童保育連絡協議会は3年前に起こった混乱を繰り返すことのないように堺市に対して、選定の透明化、選定へ保護者の関与の要望を行ってきました。しかし、選定の方

法、結果の周知、引継ぎの方法において、保護者が理解して納得できる内容ではありませんでした。

堺市は学童保育をどのようにしていきたいのでしょうか。学童期のこどもたちの成長発達を保障できるように保育内容の充実、施設・設備の確保と整備、指導員の処遇改善を早急にすすめてください。実施主体である堺市としての責任を果たしていただくように、以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

1. のびのびルームは専用施設を確保して支援の単位ごとに運営してください。

現在の堺市の運営は指導員を支援の単位ごとに2人配置していますが、単位ごとに施設を分離させた運営が行われていません。この方法では組織数が増えれば増えるほど、大規模化が進んでしまいます。

専用施設の確保を早急にすすめて、支援の単位ごとの運営ができるようにしてください。

2. 保育環境を整備してください。

のびのびルームは開設から23年が経過して施設や設備、備品が老朽化してきています。エアコン、照明、カーペット、掃除機、電話、FAX、湯沸かし器などが故障や不具合が起こった時には、こどもたちの健康面からも遅滞なく修理、入れ替えを行ってください。

3. 利用率について

2020年度の利用申し込みにおいて、利用日の記入が月～土と土に分けられました。利用率の計算方法に変更があるのでしょうか。ご回答をお願いします。

利用率による定員設定を廃止してください。

4. 指導員について

堺市で認定資格を取った指導員が他市に流出している事実があります。運営指針にあるように長期的に安定した雇用にしてください。吹田市の民間委託の募集では指導員の賃金を年額250万円以上にしないと採点基準上、通らない内容になっています。堺市は指導員の賃金をどのくらいを基準として予算をたてているのか金額を教えてください。

放課後児童クラブ運営指針「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては長期的に安定した形態とすることが求められる」

5. 保育内容について

こどもたちの放課後はこどもが主体者です。「子どもの権利条約」の意見表明権の保障など、こどもたち自らが構築できるようにしてください。そして、一時的に専用室に詰め込まれて、ギュューギュュー詰め状態は子どもの最善の利益を保障しているとは言えません。施設・設備を確保、拡充して、こどもたちがゆったりと活動できるようにしてください。

そして、時間、空間、仲間を保障する保育内容が実践されるように指導員の研修活動を充実させるための予算を増額してください。

6. 運営事業者の選定について

(1) 3年ごとの運営事業者選定を見直してください。

指導員は3年ごとに雇用がリセットされる可能性があり、長期的な安定はありません。堺市は、保育の継続・蓄積、指導員と子ども・保護者との信頼関係の構築と3年ごとにすべてがリセットされる可能性についてどのようにお考えですか。ご回答ください。

放課後児童クラブ運営指針「放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努めるとともに保護者への理解が得られるように努める必要がある」

(2) 選定方法を見直して公開してください。

前回の陳情書で選定方法に対して見直しを求めましたが堺市は「率直な意見交換、意思決定の中立性の確保」から非公開とされました。「堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則」を見直して、選定委員に利用児童の保護者を選出してください。

(3) 参加資格審査を厳正に行ってください。

仕様書の受注者の責務として「労働関係・社会保険関係の法令等を遵守し、業務従事者に対し使用者としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めるものとする」とあります。今回の選定において参加資格の確認を厳正に行って、労働関係・社会保険関係の法令等を遵守していない事業者は選定から排除してください。

(4) 保護者への説明責任を果たしてください。

今回、運営事業者が変更になる中区と西区の保護者に対して校区ごとの説明を開催してください。土曜日に区役所での一斉に行う方法では参加できない保護者が多くいます。保護者が参加しやすいように平日の夕方、各ルームで開催して、保護者の不安を払拭するようにしてください。

(5) 保護者アンケートの結果を反映させてください。

堺市は、保護者へのアンケートの結果が「満足」「おおむね満足」の回答を合わせておおむね8割以上になっていることで円満な運営が行われているとしています。運営事業者の自己評価を公開してください。少数意見も考慮して、運営事業者の選定に反映させてください。

7. 決算報告について

これまでの回答では「総価契約による完了払いであり、清算行為を伴わない」「毎月、業務完了届、業務報告を提出させている」「適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し改善させる」とあります。堺市として事業費において、適正ではないと判断

するのはどのような場合ですか。ご回答ください。

8. 放課後児童対策事業の評価と再構築について

堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）（案）が示されて、切れ目のない細かな子ども・子育て支援を推進するとあります。

放課後児童健全育成事業は、2020年度12,625人、2021年度13,556人、2022年度14,498人、2023年度15,516人、2024年度16,365人となっています。と5年間で約4,000人の増加を見込んでいます。この児童増加に伴う施設・設備の確保充実、指導員の確保のための処遇改善のための予算を確保してください。

「のびのびルーム、堺っ子くらぶ、放課後ルーム」の3事業の再構築について年次計画を示してください。

受理年月日 令和2年2月3日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルーム・放課後ルームにおける諸問題について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されていますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままとなっています。

その間、利用者数は増え続け、平成 31 年度（令和元年度）は 200 人近い子どもが利用しています。しかしながら、専用教室の数は依然として 2 教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その 2 教室に属しており、40 人定員の教室に 90 人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況となっています。

指導員不足についても、平成 29 年度は開設日 293 日のうち不足している日が 151 日（約 51%）という極めて異常な状況でしたが、平成 30 年度は改善するどころかさらに悪化し、開設日 289 日のうち不足している日が 189 日（約 65%）となっています。

面積基準、指導員配置の両方において条例違反の疑いが強い百舌鳥小学校のびのびルームにおける保護者からの、以下の切実な要望をご理解いただき、当局に対し一層厳しい目を向けていただくことで、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

放課後ルームについても、来年度から事業者が変更となります。事業者の変更に伴って、指導員が変わると、子ども達はまた一から指導員との信頼関係を築かなくてはならず、非常に大きな負担となります。大人の都合で子ども達が苦しむことがないようにしていただきますようお願いいたします。

また、今年度に入り、特に前回陳情に対する当局の回答は、陳情事項に対して全く答えになっておらず、目を疑うものばかりでした。陳情内容に真摯に耳を傾ける姿勢を失ってしまったように感じます。ありていに言えば、市民を馬鹿にしたような回答ばかりとなっています。議会を通じた市民の声に対し、これほど酷い回答を当局が行ってよいのでしょうか。強い憤りと絶望を覚えます。是非とも、市民である保護者の声に真摯に耳を傾け、誠意ある回答をお願いいたします。

<陳情事項>

1. 共用教室と支援の単位ごとの運営について

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）における、生活科ルーム 2、少人数教室、会議室のそれぞれの使用日数、及び生活科ルーム 2 と少人数教室が同時に使用された日数、及び生活科ルーム 2 と少人数教室、会議室が同時に使用された日数を確認してください。
- (2) 放課後児童健全育成事業の国庫補助申請先である大阪府の担当課を教えてください。
- (3) 令和元年 12 月 13 日審査の陳情第 75 号（以下「前回陳情」という）1.(2)に対する当局回答中、「学校活動に支障のない範囲」の「学校活動」とは具体的に何か確認してください。
- (4) 堺市ののびのびルームにおける指導員配置の考え方が、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 5 項には「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」との基準に適合しているか、厚生労働省もしくは大阪府に確認したことがあるのか確認してください。

2. 待機児童について

- (1) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの令和 2 年度の当初利用申込者数を確認してください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、来年度以降も待機児童を絶対に出さないよう求めてください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成 31 年度（令和元年度）の百舌鳥小学校ののびのびルームにおける基本配置数と配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ごとの配置数（実績ではなく定数）を確認してください。
- (2) 平成 31 年度（令和元年度）の百舌鳥小学校ののびのびルームにおけるの月別の開設日、そのうち基本配置が不足していた日数（月別）とその日付及び不足していた基本配置指導員数、また加配指導員が不足していた日数（例：8 月 基本指導員不足日数 2 日、8 月 4 日は 2 名不足、8 月 19 日は 1 名不足。加配指導員不足日数 19 日、うち 1 名不足は 10 日間、2 名不足は 5 日間、3 名不足は 4 日間）及び年間開設日数・基本配置不足日数・加配指導員不足

日数の月ごとの合計日数・年間合計日数を確認してください。

- (3) 加配指導員が不足している日は、配慮を要する児童への対応はどのようになされているのか確認してください。
- (4) 指導員不足の日の指導員配置の現状についてお聞きした前回陳情3(3)に対する当局回答に「当該日に出勤している指導員全員でルームを運営しています」とあります。指導員全員でルームを運営しているのはある意味当然のことであると思いますが、これは具体的にはどういう状況を指しているのか確認してください。
- (5) 指導員不足はなぜ発生するのですか。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

- (1) 百舌鳥小学校のびのびルームは、平成28年度の一連のテレビ報道によって市長が過密を初めて知ったとして対策を指示されて以降も、過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。当時の約束をこの度の校舎増改築で守っていただき、今後過密や待機の心配をしなくてもすむよう、のびのびルームとして利用するための共用教室をはじめ、十分な教室数を確保するよう要望してください。
- (2) 百舌鳥小学校の新校舎はいつから供用開始されるのか、確認してください。
- (3) 令和2年度へのびのびルーム共用教室の確保数を確認してください。
- (4) 新校舎において確保される「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室は現在の専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、その場所については運営事業者・現場ののびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。
- (5) 堺市全体で6校しかない放課後ルーム設置校のうちの1つである百舌鳥小学校で4～6年生の子ども達が、のびのびルームという、児童の放課後生活について専門性の高い指導員による支援を受ける機会を奪われており、保護者も他の校区に住む大多数の保護者と同様の就労支援を受けることができないという、非常に不当かつ不公平な状況になっています。「第2期未来をつくる堺教育プラン」に記されている、のびのびルームへの制度の統一化は、百舌鳥小学校においては、今回の校舎増改築の機会にしか実現できません。一刻も早く上記の状況を解決するため、6年生までのびのびルームを実現するよう求めてください。

5. 放課後ルームについて

- (1) のびのびルームでは事業者との契約期間は3年間であるのに対し、放課後ルームでは1年間となっています。のびのびルームは「指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮して、3年間の契約と」なっているとのことですが、実質的にのびのびルームと同様の機能を果たしている放課後ルームについて、事業者との契約期間が1年間である理由は何か確認してくだ

さい。

(2) 百舌鳥小学校放課後ルームでは、保護者から運営に関して様々な不満・不信が噴出し、運営事業者である株式会社 CLC および当局である放課後子ども支援課にその運営方法や子ども達への接し方等について強く抗議するとともに、夏前から両者と協議を重ねてきました。そして、秋に主任を含めた指導員の大多数が交代し、最近ようやくルームが落ち着き始め、保護者・子どもと指導員の信頼関係が築かれ始めたところです。そんな矢先に来年度から事業者が変更になる旨、通知がありました。4月からまた主任をはじめとした指導員が変わってしまうようでは、子ども達の放課後生活はめちゃくちゃになってしまいます。子ども達の放課後生活を守るため、また保護者が安心して放課後ルームを使用し、就業できるため、現在の指導員の方々に引き続き百舌鳥小学校のびのびルームに残ってもらえるようにしてください。また、当局から現在の指導員の方々と新事業者との雇用契約締結において、雇用条件の明確な提示など、労働基準法をはじめとした関係法令の遵守を徹底するよう求めてください。事業者同士の引継ぎについても、今年出来ていたことが来年度にできなくなるような、今年度の運営を確実に引き継ぎできるよう、実施主体として責任をもって取り組むよう強く求めてください。

6. 卒業式終了後ののびのびルーム・放課後ルームの利用について

卒業式を終えた6年生は卒業式から終業式の日までの間、一足早い春休みであるにもかかわらず、のびのびルーム・放課後ルームを朝から利用できないのはなぜですか。

受理年月日 令和2年2月3日

放課後施策について

陳 情 者 堺市東区
堺市立八下西小学校のびのびルーム保護者会
会長 津 森 和 美

堺市に於ける放課後児童健全育成事業に対する陳情

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業にご尽力いただき有難うございます。

3年前（平成29年度）より、放課後児童対策事業（以降、「のびのびルーム」とする）の事業者選定にプロポーザル方式が採用され、東区へのびのびルームの事業者がそれまでの堺市スポーツ振興事業団から株式会社CLCへと変わりました。このことにより、当のびのびルームでは主任指導員が交替することになり、新しく就任した主任指導員の保育方針が子ども達に大きなストレスを与え、その結果、長い間のびのびルームに大変な混乱が続きました。詳細については、平成29年度当初、堺市長ならびに堺市議会宛て陳情させて頂いたとおりですが、この年は夏を待たずに退室する児童も少なくなかったと記憶しています。厚労省が提示する「放課後児童クラブ運営指針（以降、「運営指針」とする）」には、「放課後児童クラブに於いては、安全かつ安心な生活の場を個々の特性に応じて提供するとともに、遊びや集団生活などを通してこどもの育成を支援する場所であるべき」とされており、また、「安全かつ安心な生活の場」というのは「子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。」という定義で示されています。のびのびルームを利用する児童の保護者である我々は、安定した信頼関係のもとにある指導員との放課後の生活が如何に大切かということを身をもって体験させられました。

3年が過ぎ、再び事業者選定が行われ、また新しい3年が始まろうとしています。東区の事業者は、幸か不幸か、前事業者から変更は無かったようですが、入学から卒業までの6年間に、これからも子ども達が、そして保護者の我々も同様に、不安定な気持ちを抱え続けなければいけない現制

度に強く異議を申し立てるとともに、以下のとおり要望致します。

これまでのような、条例や仕様書でこう定められています、というような周知の回答ではなく、「子育ての街さかい」が市民の子育てと就労を支援する立場から、誰もが理解しやすい前向きかつ具体的なご回答を期待しております。

<陳情事項>

1. 安定した保育環境について

先に述べたように、子ども達と放課後の日常を共にする指導員は、安定した信頼関係を築ける相手でなくてはなりません。運営指針には、「子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。※第4章 1-(3)」とあります。3年毎に雇用主や勤務内容が変わるかもしれない不安を抱えつつ仕事に従事することが、果たして「長期的に安定した形態」と言えるのでしょうか。事業主である堺市が責任を持って安定した形態の雇用を保障すべきと考えます。また、日替わりでしか勤務しないパートタイムの指導員ばかりを集めるのではなく、それぞれの支援単位をまとめ引っ張っていきべき専門知識のある常勤の指導員をしっかりと配置して頂きたいと考えます。

2. 堺市の見解と今後について

3年毎の事業者選定に困り生じた問題点や困ったことなどを幾度となく報告して参りましたが、にも関わらず制度を推し進めていく上での堺市の見解を質問項目ごとにお答えください。

(1) 3年毎の事業者選定について。

3年という期間では、児童が在学するの6年間に1度ないし2度は必ず事業者の選定が行われ、つまりは保育環境が変わるかもしれないという不安を抱えなければいけないこととなります。これについて、堺市はどうお考えでしょうか。具体的な理由と併せてお答えください。

(2) 指導員の継続雇用について

これまで何度も説明してきたように、指導員が入れ替わる度に混乱が生じるのが保育の現場です。長い時間をかけて築いた信頼関係を持つ指導員を事業主の都合に困り子ども達が急に失うことのないよう最大限の尽力をして頂きたいと思いますが、これについて堺市はどうお考えですか。また、3年前同様の混乱が生じることの無いよう、改善のための具体的な策をお答えください。

(3) 指導員の処遇改善について

現状では、これから先、指導員という職業に安定性を求めることは難しいのではないかと考えており、万年人手不足に悩まされているのもこの為ではないかと思っておりますが、これにつ

いて堺市はどうお考えですか。市長は民間企業のノウハウを活用するということが随所で公言されていますが、労働者にとって魅力的な就労条件による人材確保についてはどうお考えでしょうか。

(4) 保育の引継ぎについて

事業者が入れ替わる際に「しっかりと引継ぎを行う」と説明されましたが、ここで必要な引継ぎとは保育内容の引継ぎだと考えております。本来、保育内容の引継ぎをしっかりとするためには、人材育成も含め、十分な時間をかけて行うことが必要ではないかと思っておりますが、この点について堺市はどうお考えでしょうか。堺市が考える具体的に必要な引継ぎ内容や期間についてお答えください。

(5) 指導員の保育内容と研修について

子どもを任せる指導員の方には、必要最低限の専門知識とスキルを備えておいて頂きたいと考えます。また、保育方針がある程度統一されていないと、保育を受ける子ども達が混乱します。指導員の定期的な研修や人材育成の必要性について、堺市はどうお考えでしょうか。

(6) 事業者選定の方式について

これまでお伺いする限りでは、事業者が決定されるまでに当事者（つまり利用者）である保護者が受け取れる情報が殆ど無く、知らない間に否応なく選定が行われ決定されてきています。こどもの権利同様、利用者は「知る権利」と「参加する権利」を有するのではないかと考えますが、これについて堺市はどうお考えでしょうか。

(7) アンケートの結果と対策について

年度ごとに、放課後児童健全育成事業についてのアンケートが実施されておりますが、少数多数に関わらず、ここに挙げられる利用者の意見についての堺市の具体的な対応をお答えください。

受理年月日 令和2年2月3日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 東 剛

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成 28 年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。その結果、あるルームでは、指導員の入れ替わりにより大きな混乱が生じ、子どもたちや保護者に不安を与え、未だにそれらの問題が解決されないまま、再び今年度秋に事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる 3 年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

<陳情事項>

1. プロポーザルによる事業者選定と決定について

子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは『より良い企画提案による運営事業者の選定』でなく、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。また委託内容についても『事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在は3年間』と回答がありますが、3年間の根拠が曖昧であり、事業者が変わることによって指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることでより良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

令和元年8月の全利用者対象のアンケート結果によると、ルームに期待している事は88%が『放課後の安全安心な居場所』と回答があります。一昨年から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。また、利用率だけではなく突然の保育利用にも対応している現状があります。利用率だけによる無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いいため、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』『予算の確保に努めていきます』とあります。国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上した上で、その処遇改善が実現できるよう、指導員確保のための改善策を早急に変更してください。そして何より現場で働いている指導員の声を聞いてください。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、昨年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり大規模マンションが完成と府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定の廃止をお願いします。また、近年の異常気象（暑さ）に対してルームの外壁部にミストの設置と、砂や砂利など教室内の清掃を掃除機で行う

も、すぐに掃除機が壊れしまう為に業務用掃除機の設置など、十分な対策と設備を整えてください。

5. AED の設置について

現在、ルームには AED が設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。設置場所の変更にはなっていますが学校内の設置のままです。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のときに迅速な対応ができるよう、ルームに AED を設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000 円 + おやつ代 2,000 円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。兄弟減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。

受理年月日 令和 2 年 2 月 3 日

令和2年 第1回市議会(定例会)陳情書綴

令和2年2月 発行

編集・発行 堺市議会
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-19-0058

陳情書綴 (第1号〜第14号)

令和2年第1回 市議会委員会審査分

堺市議会

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。